

近世箱館の都市社会

馬 場 貴和子*

はじめに

箱館は蝦夷地（現北海道）の最南端の都市として津軽海峡をへだてて本州（青森県）と向かい合っている。波が穏やかで船を繋ぐ必要もないため、「綱知らずの港」といわれ、古くから港として利用されていたが、アイヌの反乱により200年以上和人の居住はなく、都市として発展し始めるのは江戸中期ごろからである。

江戸期の箱館は、松前三港として松前・箱館・江差が設定されたことにより、蝦夷地における限られた交易可能な港の一つとなったが、松前・江差に比べて交易は少なく、この頃人口も三港の中で最も少なかった。しかし、北前船の発展や、蝦夷地の幕府直轄時の中心港になったこと、貿易港として開港されたことなどにより、蝦夷地随一の港都市として発展していく。

そのような発展を遂げた箱館であるが、大火や戦争による残存史料の少なさにより、町や中小町人の動向についてはわかっていない部分が多く、町や町人を対象とした先行研究も少ない。

そこで本発表では箱館の町やそこに暮らしていた町人について、限られた史料の中ではあるが、主に幕末の史料を用いてその都市社会の一端をみていきたい。具体的には、箱館の町の要である問屋と沖ノ口、そして他国より蝦夷地へやって来た者を指す旅人と職人の2つの史料から市内中小町人の動向を探りたい。

1 箱館市内の職と町

近世の箱館市街はL字型に広がっており、その背後には函館山がある。そのため、港沿いの通りから山側の街は坂になっている。大町にある沖ノ口番所は、箱館の玄関口で、他地域（主に本州諸国）から市内へ入ってくるもの・市内から他地域へ出て行くものは必ずここで改（取り調べ）を受けなければならなかった。本州と海で隔てられている蝦夷地は各港に沖ノ口番所を設け、ここで本州からの物・人を管理した。蝦夷地の沖ノ口番所は、現代のイメージでいうと税関と入出国管理を兼ね備えたような役所の機関であり、この沖ノ口における関税的業務を任されていたのが問屋株仲間、入出国管理のような機能を任されていたのが旅人宿である。関税的業務が沖ノ口の主要機能であるため、問屋はそのほとんどが沖ノ口番所のある大町に店を構えていた。

箱館市内では職種により居住町がおおよそ棲み分けられていたことが「函館風俗書」¹や「蝦夷日誌」²から分かる。

大別すると市内の家業傾向は3層にみることが出来る。港沿いにある市内の商業的中心地大町・内濶町には問屋や小宿³、商人が多く居住していた。この外側内陸には、日雇や職人、場所出稼人⁴などが居住し、さらにその外側港沿いには漁師や五十集⁵が居住した。

*お茶の水女子大学大学院生

2 問屋

問屋とは一般に卸売り業者のことを意味するが、蝦夷地の問屋は特殊なものであった。問屋は延享5年(1748年)に6軒の問屋株仲間が許可され、その後4軒が許可され、幕末には箱館の問屋は10軒であった。問屋に株仲間が許可された背景として、松前藩による沖ノ口口銭徴収業務の委託が関係している。沖ノ口口銭とは諸藩が港の移出入品に課した関税のことで、松前藩ではこの徴収を問屋に委託した。蝦夷地に入港する船舶は必ず沖ノ口を通らなくてはならず、沖ノ口を通るためには必ず各港の問屋に所属しなくてはならなかった。そのため、問屋は委託を請け負う代わりに入出港する船舶と独占的に関わることができたのである。つまり、問屋は出入荷物の沖ノ口口銭を徴収し官へ納め、また問屋の取り分として、問屋口銭や倉敷料を徴収した。

このように、箱館及び蝦夷地における問屋機能は官と結びついた特殊なものであり、本来なら官が行うべき沖ノ口業務を行なうという官業を内包したものであった。

箱館の問屋業務及びその機能について以下にまとめる⁶。

- (1) 蝦夷地三港に入港する船は必ず各港のいずれかの問屋に所属しなければならず、問屋は所属船手に対して全責任を負わなくてはならなかった。市内船持も同様であり、蝦夷地関係の各藩船も同様にして、扱問屋はその藩の御用達となった。
- (2) 場所請負人も場所産物の取り扱いに対し扱問屋を指定し、問屋はその場所に出店を出し、事務を処理した。この扱問屋を断宿と呼んだ。
- (3) 沖ノ口業務は、入港した船舶の物品・国名・船主・水主以下姓名等取り調べ、船頭と沖ノ口番所にて改を受けさせる。沖ノ口口銭と問屋口銭・倉敷料の取立てを行い、沖ノ口口銭は役所へ上納する。また、密売品・密入国人

等の監視取締など。

- (4) 問屋が身元引受人になる問屋附旅人の旅人改の立会い(立会い手数料を取る)。
- (5) 所属船手船頭・問屋附旅人の旅宿業。
- (6) 難破船の救助。
- (7) 一般的な問屋業務である、倉庫業・卸業・売買斡旋など。

3 沖ノ口番所：旅人改

問屋が沖ノ口で改めるのは主に物であるが、沖ノ口では物だけではなく人についても改を行っていた。本州に戸籍がある状態で箱館にやって来た者を蝦夷地では「旅人」と呼んで、在地の者と区別した。この旅人の改は旅人宿に任されており、旅人宿とは、旅人取締のために役所より享和3年(1803)に定められた宿で、旅人改を行うことが本務であるが、それに伴い旅人に関するあらゆる業務をこなしていた。

本州から蝦夷地港へ渡ってきた者は、荷物と同じく、沖ノ口番所で改を受ける。生国・村名・年齢や渡道目的などを糺され、名主・旅人宿立会いの下、身元引受人がいる場合はその親類・知音、問屋と連印で鑑札願を出し、鑑札が下付されると、市内に滞在することができるが、市内に在住する旅人は旅人役銭などを支払わなくてはならなかった。身元引受人がいない場合は旅人宿が身元保証人となるため、別途旅人宿へ人請判銭を支払わなくてはならない。これら旅人にかかる支払金は越年する場合には、また新たに立てられることとなる。また、職人などのその職業を行うにあたって、市内において鑑札を受けなくてはならない職業者は、旅人も同様に職鑑札を受けなくてはならなかった。このように旅人は、市内に滞在するために様々な金銭を支払わなくてはならなかった。

4 幕末箱館市内における町人と旅人

箱館が安政2年(1855)貿易港として開港されたことにより、旅人の移入数は漸次増加し、特に開港に伴う台場や五稜郭建設によって多くの労働者が必要となり、多くの旅人が市内に移入した。また、安政3年に、それまで数十年以上市内に居住していなくては、正式な箱館町人(箱館の人別に入っている町人)となることはできなかった制度が変わり、身元引受人が居て数年市内に居住していれば入籍許可が下りるようになった。要するに町人になるための制度が大幅に簡略化されたのである。

これによって、いよいよ箱館の人口は増加の一途を辿ることとなる。さらに、翌年安政4年には旅人役銭を全廃し、開墾その他・官の建築・製造などに従事するために滞在する者の越年役も免除することになる。つまり、箱館はこれまで旅人に課していた役銭を廃し、積極的に旅人移入政策を行ったのである。これにより旅人の数は急増したものとみられる。

天明5年(1785)約2500人だった人口は漸次増え、安政年間には1万人を越し、慶応3年(1867)には18000人を超えている。

この幕末にかけての市内人口増加による市内町人と旅人の関わりについて、2つの史料を紹介する。

【史料1】は市在大工職人(箱館に戸籍を持つ大工職人)の惣代と頭より、旅人大工職人(他国から箱館に大工職をしに来た者)の身元及び鑑札の管理を行いたいという願書である。

【史料2】は旅人鍛冶職人の身元引受人より、旅人鍛冶職人に鍛冶職の鑑札を出して欲しいという願書である。

【史料1】と【史料2】は、どちらも安政6年(1859)に奉行所に提出された願書・嘆願書である⁷。

【史料1：市在大工職惣代・頭より奉行所へ願書】
乍恐書付を以奉願上候

(中略)

一、旅人大工職の者御当所え罷越候得ば、沖之口御番所御改相済、御鑑札頂戴の上自儘に止宿、市在相働中には作料増錢申募、又は所借の上欠落等仕、右様のもの共御役錢私共より弁金上納候義も儘有之、且作料増錢の義に付小前の者難渋は勿論、万々一非常時の節如何様の増錢申募り候も難斗、旁市在差支に相成可申奉存候、依之向後大工職の者向地より罷越候はば、私共身元引請御鑑札頂戴、別段市在働方御鑑札頂戴仕、私共より其者共え相渡職業為仕申度、無其儀市在相働候者は取調可奉申上候、猶歸国并蝦夷地松前 江差出稼の者御判願、同様私共より奉願上度奉存候、左候節は、自他人数も相弁へ居候事故、何時御用細工等被仰付候共聊御間欠に不相成様可仕奉存候

(中略)

安政六末年二月

百姓大工惣代	久右衛門
	甚兵衛
大工頭	市左衛門
	七兵衛

要するに、増加した旅人大工職人を、従来の市在の大工職が統率するために、旅人大工職人は市在の大工職が身元引受人となり、旅人の鑑札及び大工職の鑑札も管理したいといったものである。箱館の町人は同職で組合を組み、頭領を立てて組織の統制を図るよう役所に指示されていたが、特に大工職の頭領は役所より扶持を与えられていた。差出人の大工惣代と大工頭はこの扶持が与えられていた者たちだとみられる。

本来ならば、旅人大工職人は沖ノ口にて旅人一律の居留の鑑札を受け、奉行所より別個大工職の鑑札を受けることで、市内の大工職人として働くことができる。しかしこの時、旅人大工職人の行動(賃上げや失踪)が無視できないレベルにな

り、市在大工職人が願書を出すに至ったと考えられる。この背景には、前述した台場や五稜郭などの建築工事により市内において大工職人需要が急増し、旅人大工職人が市内に多く移入したことで、従来の箱館大工職の慣習を守らない者が多くなったと推察できる。実際に大工職人の1日の賃金は安政年間で358文から450文まで増額しており、その需要の高さが窺いしれる。また旅人大工職人の損失の補填を市在大工職人が行わなくてはならなくなっており、実害もあったことがわかる。それにしても、この旅人大工職人を統制する方法はかなり厳格であり、箱館大工職人の危機感がうかがえる。

史料では旅人大工職人の迷惑行為として主に賃金の増額をあげているが、市内においてこの時大工職人の賃金は1日1人一律450文と定まっていた。町役所では諸営業の取締として、「市中営業者の多くは同類の者が組合を結び、各自取締をしたが、奉行所及び町会所は、なお其上にあって取締をし、かつ大工賃銭、髪結料、風呂銭、旅籠銭、及び豆腐の価はみだりに価格変更を許さず、出願を持って、町役所で詮議の上出願を許可し、市中に示すのを例⁸⁾」としていたため、勝手に賃上げを要求するのは従来のやり方を無視した行為である。このように旅人大工職人が賃上げ要求を行うことは、もともとある市在大工職人の組合の立場を危うくし、組合自体の存続も危惧される状況になり得ない。

また、この頃、賃金の増額から分かるように、市内においても大工の需要が高まっていた可能性が高く、もし旅人大工職人が組合の意向に従わず450文より高い賃金で働き、箱館大工職人は450文で働くという事態になれば、自分達箱館大工職人が旅人大工職人よりも低賃金で働く、という損を被ることにもなり得るため統制を強めたかったということも考えられる。

【史料2：旅人鍛冶職鎌吉の身元引受人より奉行所へ願書】

乍恐以書付奉願上候

一、私親類仙臺石の巻惣太夫式男鎌吉と申者、親代々より鉄炮并刀剣類鍛冶職の者に御座候処、御当初にて広大の御普請被為在候趣粗承知仕、職業修業旁御時節柄の事故聊の御用細工にも相勤申度心組にて、昨午年十一月御当所え罷越、沖之口御番所御改済、私養弟に示談仕、御台場御普請御請負人備前の喜三郎殿雇入に相成、御普請場入用鉄物細工いたし、寸暇の節は自分稼に市中売用の大工道具并注文小細工等仕出申度心組に罷在候所、御当所鍛冶職より注文仕出物の義は差控呉可申、尤御上様え奉願上職札御下げの上は可為勝手旨申聞候、依之奉願上も重々恐多奉存候得共、稼方老火斗御免被仰付被下置度、乍恐此段書付を以奉願上候、已上

未三月

願人
仙台石巻 鎌吉
鎌吉身元引受人
タナゴマ町 善吉

要するに、旅人の鍛冶職が官役の他に市内町人向けに自分で仕事を行いたいと思っていたところ、市在鍛冶職人より鍛冶職の鑑札を受けていないのに自分稼を行なわないよう言われたため、鍛冶職鑑札を受けたいといった内容である。

ここで注目したいのは、史料1の大工職人のように市在職人が旅人職人を管理・統率しようとして旅人に口出ししたわけではないといった点である。「鑑札を受ければ勝手にしても良い」というところより、大工職人とは違い、市在鍛冶職人は鑑札さえ受けていれば、旅人鍛冶職人が市内で働いても問題ないと思っていたことが読み取れる。鑑札を要求したのは、市在鍛冶職人は金銭を払い、鑑札を受けて働いていたため、旅人が金銭を払わずに働くのは不平等であると考えられるのも最も

である。ではなぜ、大工職人とは違い、勝手に働いても良いと市在鍛冶職人が言ったのかは、市内における鍛冶職人の人数に関係していると思われる。鍛冶職は「ほとんどが町外れに居住し、5軒ほど」であると安政期の史料に記載されており⁹、市内鍛冶職人が少ないことがわかる。大工職人は万延元年の史料において内濶町・会所町・大工町3町のみで20人程がみられる。鍛冶職人も小頭と称し、組合を統率するものは一人いたが、大工職のように賃金が一律というわけではないので、自分の実力相応の販売を行え、特に内外の職人を統率して足並みをそろえて職業を行わなくてはならないというわけではなかったと考えられる。また、官役で訪れた旅人も官役以外のことを行って稼ごうとしていた点も興味深い。

以上より、鍛冶職人は人数が少なかったことや、一律の賃金ではなかったこと、箱館職人への負担、賃上げや失踪などの問題がなかったことなどにより、大工職人のような問題には至らなかったと考えられる。

以上これら2つの史料より、集団人数が多いほど統制が取りづらく、規律を乱す者も多くなってしまふものであるが、特に大工職人はそれに加えて、当時売り手市場であった可能性が高いこと、巧拙に関わらず賃金が一律であったこともあり、従来のやり方に馴染んでない旅人大工職人は反発を起しやすかった環境であったと考えられる。しかしそれを統制し従来通りに物事を進めたい既成の市在大工職人と、コミュニティ意識が低いからこそ自分達の利益を追求できる新興の旅人大工職人の構図をみることができた。

おわりに

従来蝦夷地以外の者の移住を規制してきた蝦夷地箱館であったが、めまぐるしい幕末の変動によって貿易港として開港し、それによる職需要の高ま

り、市内への旅人という外来人の人口流入により、市内町人社会にも変化がもたらされた。従来旅人は蝦夷地滞在のために旅人役銭を支払わなくてはならなかったが、それが撤廃され、多くの旅人が市内に流入したことで、これまでどおりに社会生活を送ろうとする市在の箱館町人と既存の社会生活にとらわれない旅人との対立も見られた。これは箱館奉行所の積極的な旅人及び町人移入政策によって、これまでの市内の慣習では通用しない社会が形成されつつあったといえるのではないかと

今後はさらに市内町人の動向について調べるとともに、未だ不透明な部分が多い問屋や旅人宿などの都市社会における人・物の流通に関わる部分も明らかにしていきたい。

注

- 1 「函館風俗書」(『函館市史史料編第一巻』函館市史編さん室、一九七四年収録)
安政元年(一八五四)に幕府直轄にあたり、奉行所が町年寄に箱館市民の生活状態や、民政状況等について報告を求め、これに答えてまとめたもの。
- 2 「蝦夷日誌」(『函館市史史料編第一巻』函館市史編さん室、一九七四年収録)
嘉永三年(一八五〇)江戸時代の探検家松浦武四郎が蝦夷地探検を行った際の見聞をまとめたもの。
- 3 小宿は、問屋機能(7)の補強機関であり、沖ノ口業務には関わらないが、密売品・密入国人等の監視取締は行う。
- 4 漁場である場所に出稼ぎして稼いだ職業。
- 5 生魚を市内へ売り歩いた職業。
- 6 柳沢善吉『史料による箱館の株仲間問屋・小宿』(一九六六、道南の歴史研究協議会)参照。
- 7 「安政六末年願書并嘆願書」(『函館市史史料編第一巻』函館市史編さん室、一九七四年収録)安政六年(一八五九)一月から七月までの、町人より奉行所に提出された願書・嘆願書で、おそらく町会所の控えとして作成された。
- 8 『函館市史通説編第一巻』(函館市、一九八〇年)四三八～四四一頁
- 9 「函館風俗書」(『函館市史史料編第一巻』函館市史編さん室、一九七四年収録)
安政元年(一八五四)に幕府直轄にあたり、奉行所が町年寄に箱館市民の生活状態や、民政状況等について報告を求め、これに答えてまとめたもの。